

第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画

誰も自殺に追い込まれることのない

瑞穂町を目指して

令和7年2月

目 次

はじめに	1
第Ⅰ章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	6
4 目標	6
第Ⅱ章 瑞穂町の自殺の現状	7
1 現状	7
2 調査結果	10
3 瑞穂町における自殺の特徴	11
第Ⅲ章 第Ⅰ期計画における町の取組の評価と課題	12
1 瑞穂町の取組の評価	12
2 瑞穂町における課題	24
第Ⅳ章 第Ⅱ期計画における施策とその展開	26
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化	27
基本施策 2 住民への啓発と周知	28
基本施策 3 自殺予防を支える人材の育成及び資質の向上	30
重点施策 1 子どもや若者の自殺への対策強化	31
重点施策 2 高齢者への包括的な支援	34
重点施策 3 生活することへの困難を抱える人に対する支援	38
重点施策 4 困難を抱える女性への支援	41
第Ⅴ章 計画の推進に向けて	42
1 各施策の推進体制	42
2 住民や関係機関、団体、町の役割	42
資料編	43

はじめに

全国の自殺者数は、平成10年に3万人を超えて以降、高い水準が続いていました。平成18年に自殺対策基本法が施行され、いままで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになりました。全国的に自殺予防の様々な取組が行われた結果、自殺者数は、約2万人まで減少しました。しかし、令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大や社会情勢の悪化等の影響から、再び増加傾向にあります。このような状況から、令和4年10月に国において、「第4次自殺総合対策大綱」が閣議決定され、令和5年3月には、東京都において「東京都自殺総合対策計画（第2次）」が策定されました。



瑞穂町においても、毎年、住民の方が自ら尊い命を絶っています。自殺は、生活の困窮や心身の健康問題、就労や働き方の問題など、様々な要因が複雑に絡み合い、追い込まれた末の死であると言われており、多方面からの包括的な予防施策を推進していく必要があります。

今回策定した「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」では、国の大綱や東京都の計画を踏まえるとともに、新たな課題への対応策を加え、基本理念を「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ」とし、前計画から引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない瑞穂町を目指す」ことを目標とした内容としています。計画に示しました福祉、医療、経済、教育など様々な分野における施策では、自殺予防の視点を取り入れ、各施策をより一層推進するとともに、住民の誰もが自殺という選択に追い込まれることがないよう、地域全体で生きることを支援するまちづくりに努めてまいります。

引き続き、住民の皆様の御理解と御協力を願い申し上げます。

令和7年2月

瑞穂町長 杉浦 裕之

第Ⅰ章 計画の概要

I 計画策定の趣旨

全国の年間自殺者数は、平成10年に急増し年間3万人を超える事態となりました（図1）。その後も自殺者数が減らない状況が続き、国は誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、平成18年に「自殺対策基本法」^(注1)を、平成19年に「自殺総合対策大綱」^(注2)を策定し、自殺総合対策を開始しました。

自殺総合対策開始後、平成22年以降の年間自殺者数は減少に転じました。しかし、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、雇用、暮らし、人間関係及び有名人の自殺が相次ぐなど、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回るといった状況の変化が見られました。

令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

令和4年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」（図2）が閣議決定され、女性に対する支援の強化や、こども家庭庁に子どもの自殺対策の司令塔として自殺対策室が設置されるなど、体制の整備が進められています。

東京都は、令和5年3月に「東京都自殺総合対策計画 こころといのちのサポートプラン（第2期）」を策定し、総合的な自殺対策の更なる強化に加え、女性や子ども、若者の自殺対策の推進を行っていくとしました。

このような状況と自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があること（図3）を踏まえ、瑞穂町では令和2年3月に策定した「いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」（以下「第1期計画」といいます。）に新たな課題への対応を加え、瑞穂町の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」（以下「第2期計画」といいます。）を策定します。

注1 自殺対策基本法

自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律で、平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行。施行から10年の節目に当たる平成28年3月に改正、同年4月1日に施行

注2 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月及び平成29年7月に全体的な見直しが行われ、令和4年10月に新たな大綱が閣議決定された。

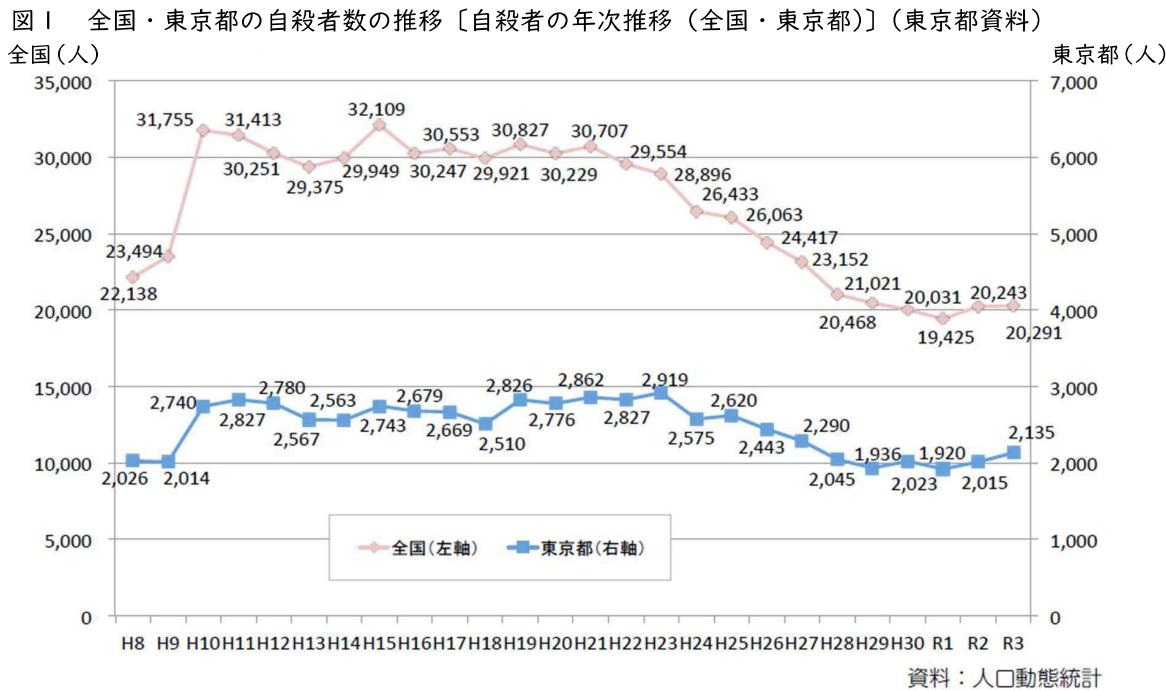


図2 「自殺総合対策大綱」の概要(厚生労働省(令和4年10月閣議決定))

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少せることとする。※旧大綱の数値目標を継続（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

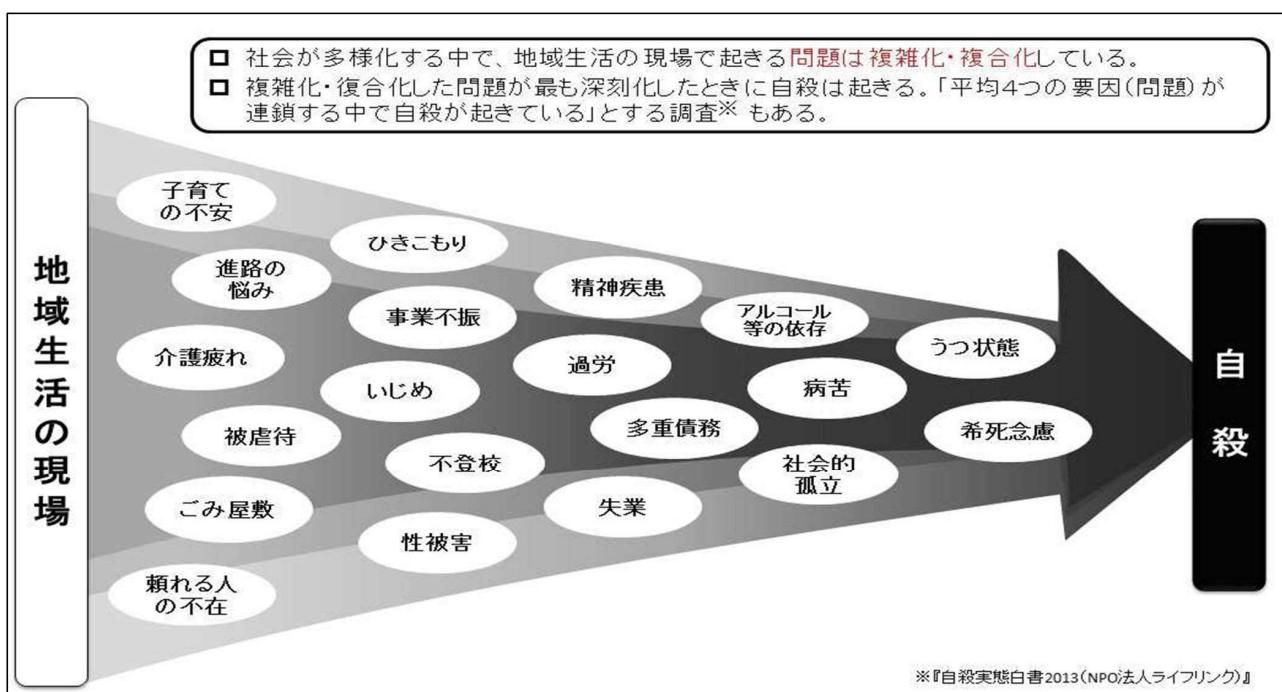
第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・「こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤獨・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穏に配慮する(新)
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人（いのち支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

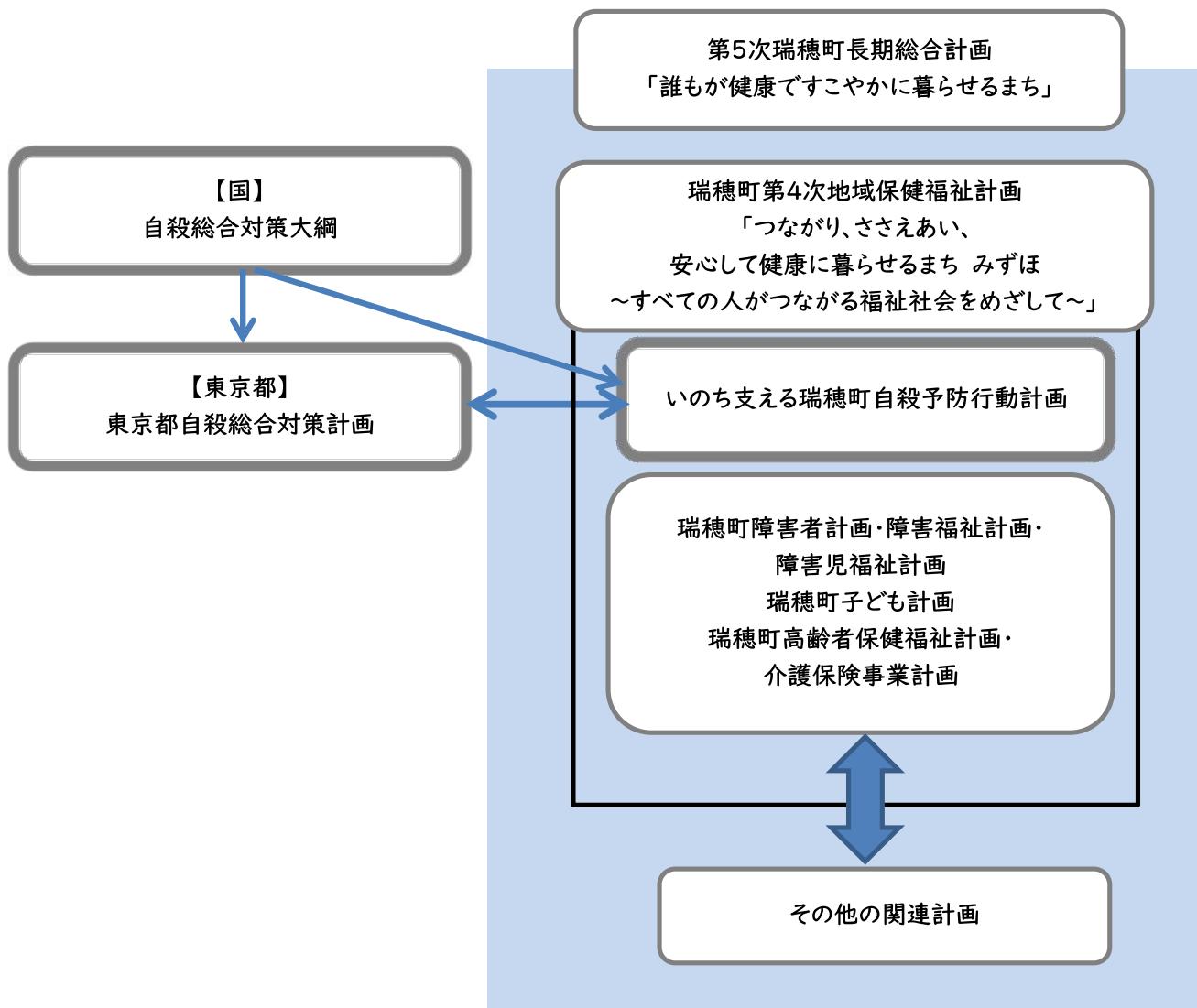
図3 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用）



2 計画の位置づけ

第2期計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、瑞穂町の自殺対策を進めるための方向性や目的を定めるものです。国の自殺総合対策大綱や東京都自殺総合対策計画を踏まえると同時に、第5次瑞穂町長期総合計画の基本目標の1つである「誰もが健康でこそやかに暮らせるまち」を達成するための方針を示す瑞穂町第4次地域保健福祉計画の基本理念「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ～すべての人があながる福祉社会をめざして～」に沿って、地域保健福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画など関連する計画と整合性を図り策定します。

また、第2期計画は誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すものであるので、SDGs^(注3)の17のゴールのうち特に関連が深い「3　すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献します。



注3 SDGs（持続可能な開発目標）

2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のための、2030年を年限とする17の国際目標

3 計画期間

第2期計画の計画期間は、令和5年3月に改定された東京都自殺総合対策計画の計画期間(5年間)に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、法制度等の新たな改正があった場合には適宜見直しを行い、それに対応することとします。

あわせて、次期「瑞穂町地域保健福祉計画」における健康増進に関する取組などに反映の上、連携しながら推進するものとします。

4 目標

国及び東京都は令和8年度までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年度と比べて30%以上減少させることを目標としています。しかし、瑞穂町は人口規模が小さいため、自殺者数は年によってばらつきが大きくなり自殺死亡率で比較することは困難です。よって、町では数値ではなく、下記の方向性を目標とします。

瑞穂町は

「誰も自殺に追い込まれることのない瑞穂町」

の実現を目指します。

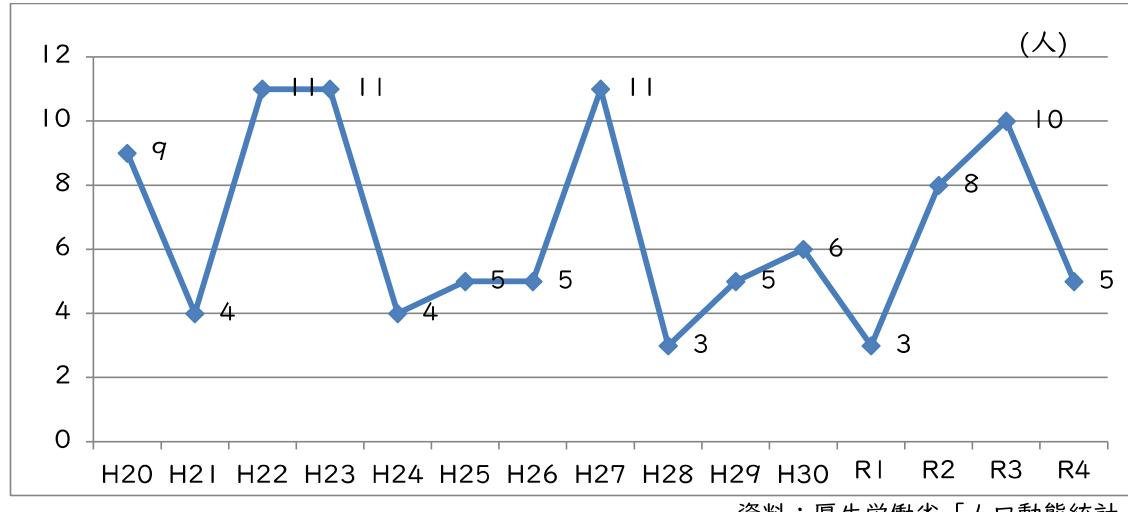
第2章 瑞穂町の自殺の現状

I 現状

(1) 自殺者数の推移

町の自殺者数の推移を人口動態統計^(注4)で見ると、平成20年から令和4年までの年間平均は6.6人となります。平成28年と令和元年が3人と最も少なく、11人を上限に増減している状況です。(図4)

図4 自殺者数の推移

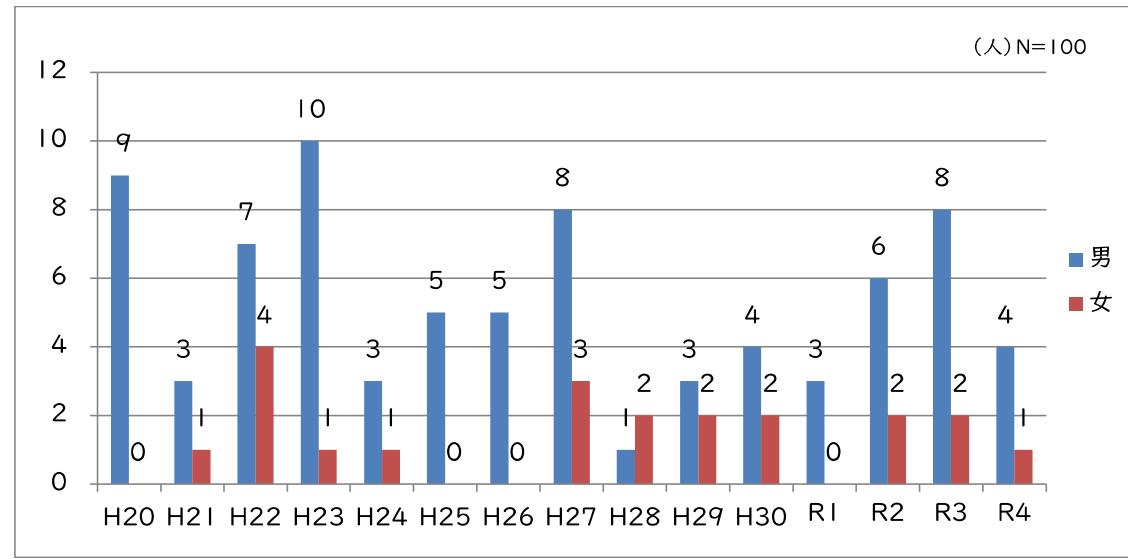


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 男女別自殺者数の推移

町の男女の自殺者数を見ると、平成20年から令和4年までの男性の自殺者数は77人、女性の自殺者数は21人であり、男性は女性の約3.6倍となっています。(図5)

図5 男女別自殺者の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

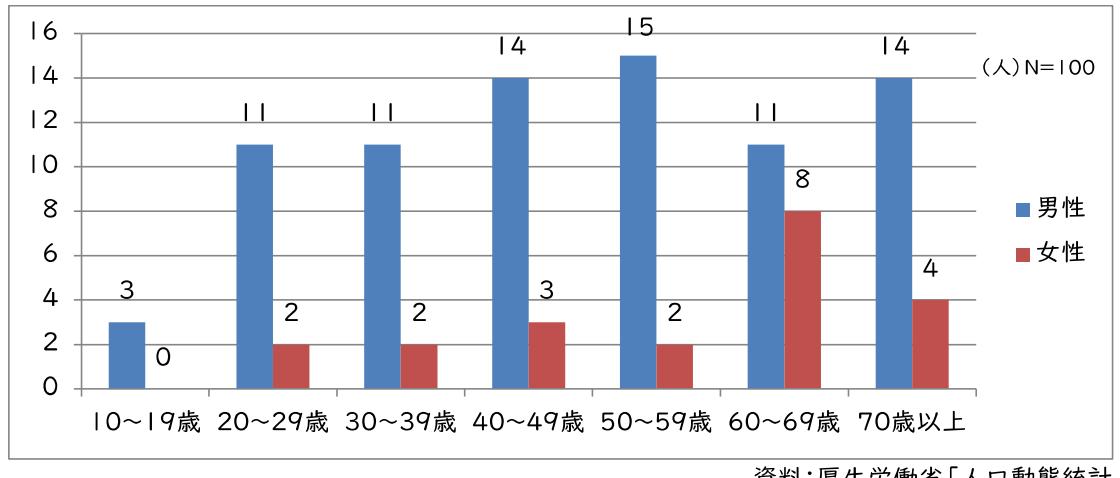
注4 厚生労働省「人口動態統計」

日本における日本人（外国人は含まない）を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上。自殺、他殺又は事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。注5の「地域における自殺の基礎資料」とは計上の基準が異なる。

(3) 性別・年齢階級別自殺者数

町では、1年ごとの数値が小さく傾向を見るのが難しいため、複数年のデータで比較します。性別・年齢別自殺者数を見ると、男性は50歳代が最も多く、次に40歳代や70歳代以上となっています。また、10歳代が3人見られます。女性は60歳代が最も多く、次に70歳代以上となっています。(図6)

図6 性別・年齢階級別自殺者数(平成20年から令和4年までの計)



資料:厚生労働省「人口動態統計」

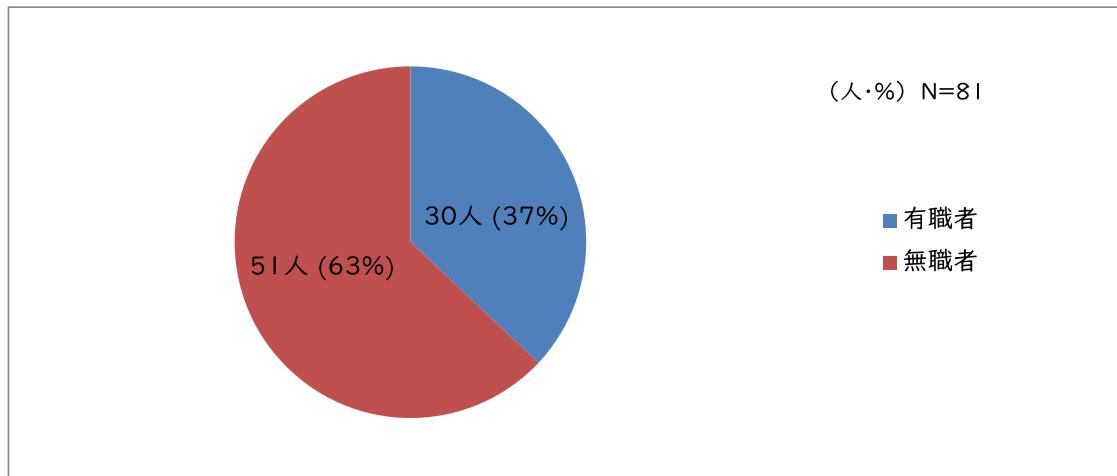
(4) 職業別自殺者数

① 職業別自殺者数

職業別の自殺者数については「地域における自殺の基礎資料」^(注5)から見る
と、無職者が有職者を超えています。(図7)

図7 有職者、無職者の自殺者数(平成22年から令和4年までの計)

※自殺者数が3人未満の場合は詳細が未公表のため平成28年の2人分は入っていない。



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居)

注 5 「厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」(警察庁の「自殺統計」)

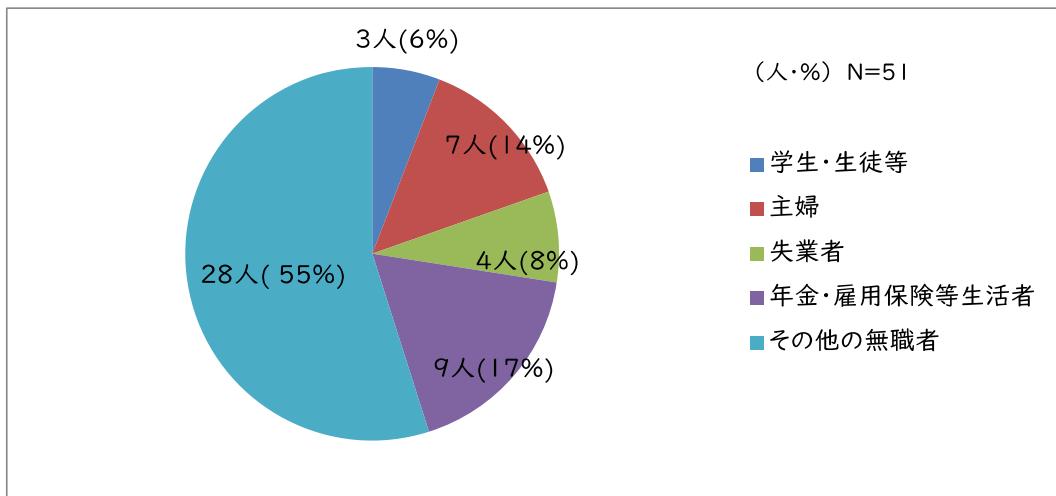
総人口(日本における外国人も含む)を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で、捜査等により自殺であると判明した時点で計上。平成22年から集計。「人口動態統計」とは計上の基準が異なる。

② 無職者の内訳

無職者の内訳を見ると、「その他の無職者」の自殺者数が多くなっています。「その他の無職者」には、主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者（利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者）が含まれています。（図8）

図8 無職者の内訳（平成22年から令和4年まで）

※自殺者数が3人未満の場合は詳細が未公表のため平成28年の2人分は入っていない。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居）

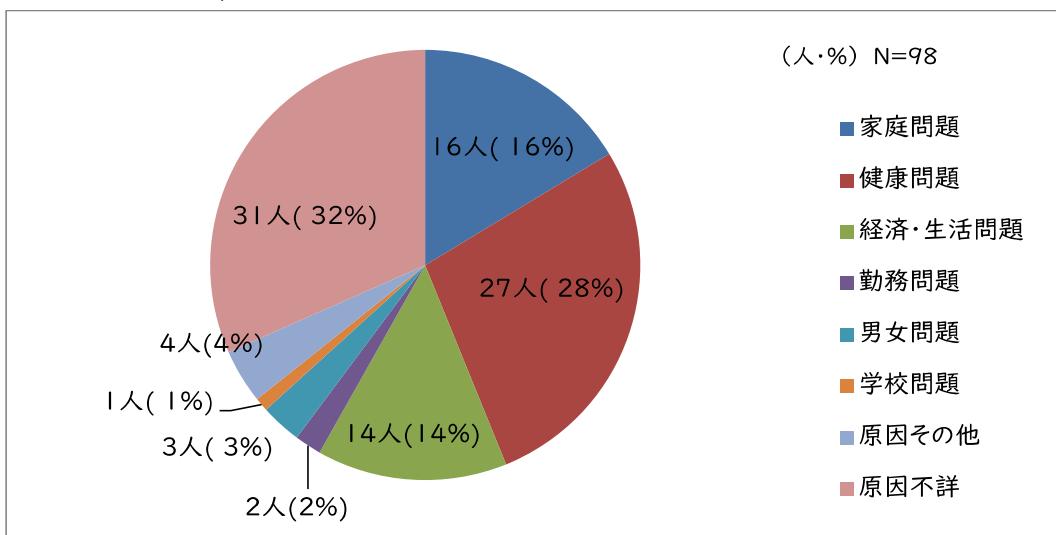
（5）動機・原因

町の動機・原因別自殺者数を見ると、原因不詳を除き、健康問題が27人、家庭問題が16人、経済・生活問題が14人と続いています。原因が特定できているものとして、勤務問題、男女問題、学校問題が挙がっています。（図9）

図9 動機・原因別自殺者数（平成22年から令和4年まで）

※自殺者数が5人未満の場合は詳細が未公表のため平成28年の2人分は入っていない。

※遺書など自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる動機・原因を自殺者1人につき3つまで計上

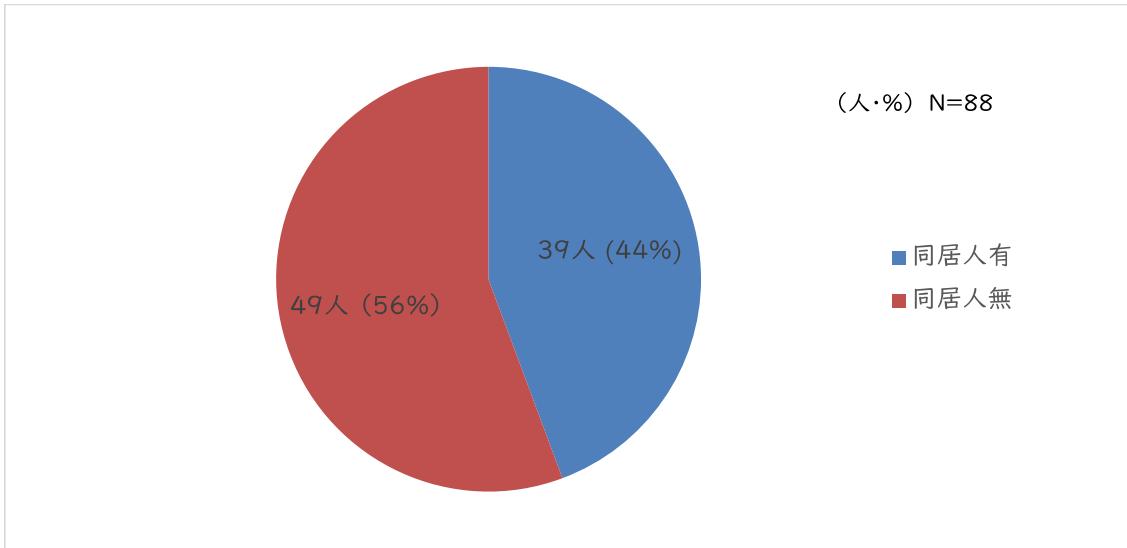


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居）

(6) 同居者の有無

瑞穂町の自殺者を同居者の有無で見ると、同居人無が49人で、同居人有の39人を上回っています。(図10)

図10 同居者の有無(平成22年から令和4年まで)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居)

2 調査結果

(1) 瑞穂町住民意識調査報告書^(注6) (令和2年3月 有効回答数1,346)

① 「どのようなまちになってほしいか」と尋ねた結果、「病院や診療所などの医療体制が整ったまち」が50.6%で1番多く、「高齢者や障がいのある人のための施設などの生活環境の整った福祉を重視するまち」が23.1%となっています。

② 「これから社会は何を重視すべきと考えるか」と尋ねた結果、「安心して暮らすこと」が74.4%で最も多く、次いで「健康に生活できること」が40.3%、「住み慣れたところで住み続けられること」が29.2%となっています。

(2) 地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査^(注7) (令和2年3月 有効回答数192)

① 「あなたの家と近所とのつきあいはどの程度か」と尋ねた結果、「ほとんどしていない」が18.2%となっています。

② 「悩みやストレスをどのように相談しているか」と尋ねた結果、「家族に相談している」が55.7%ともっとも高く、次いで「友人・知人に相談している」が54.7%となっています。一方で、「相談したいが誰にも相談できずにいる」「相談したいがどこに相談したらよいかわからない」が合わせて6.7%でした。

3 瑞穂町における自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）^(注8)において、全ての都道府県及び市町村についてそれぞれの自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するためにデータを提供しています。

地域自殺実態プロファイル2023によると、瑞穂町の重点施策の分野としては、高齢者、生活困窮者、勤務・経営者、無職者・失業者が推奨されています。また、女性の自殺については、非正規雇用等の仕事の悩み及び離婚からつながる生活苦や、身体疾患等が背景として挙げられています。

注6 瑞穂町住民意識調査報告書

令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とする「第5次瑞穂町長期総合計画」の策定に当たり、これまで推進してきた第4次瑞穂町長期総合計画に対する市民の評価、この間の市民意識の変化等を把握することを目的とした調査（資料編を参照）

注7 地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査

第4次地域保健福祉計画の策定に向け、市民が地域福祉についてどのような考え方を持っているのか、また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けた基礎資料とする目的に実施したアンケート調査（資料編を参照）

注8 いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）

「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）が定める指定調査研究等法人として、各地域の自殺についての傾向を分析し、自治体へ提供するなどの活動を実施。

第3章 第1期計画における町の取組の評価と課題

I 瑞穂町の取組の評価

町では、自殺対策基本法に基づき令和2年3月に第1期計画を策定し、自殺対策の総合的、効果的な推進に努めてきました。第1期計画では、3つ（9事業）の「基本施策」と、3つ（38事業）の「重点施策」の取組を実施・推進し、それぞれの施策における目標を示すとともに、自殺対策全体を通して達成すべき当面の目標値を設定しました。

第2期計画の策定に当たり、令和5年度までの進捗・達成状況を基に、第1期計画の事業について評価を行いました。

基本施策の主な取組状況及び評価指標の達成状況は次のとおりです。

○△×の3段階で自己評価をしています。

○	実施済み・実施予定
△	内容の変更・規模を縮小して実施
×	実施予定なし・中止

所管課は、令和7年2月評価時点

基本施策Ⅰ 住民への啓発と周知

(自殺予防のメッセージ発信とポピュレーションアプローチ)

事業等名		事業等内容	
自殺対策促進月間キャンペーン		'広報みずほ'、ホームページで、9月と3月に住民を対象とした重点的な普及啓発を行い、自殺対策についての理解の促進を広く推進	
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
健康課	○	毎年9月と3月に「広報みずほ」やホームページで普及啓発を予定どおり実施しました。特別相談窓口や東京都のLINE相談窓口、講演会の情報等を周知しました。	より多くの住民が自殺対策について理解を深められるよう、周知活動を継続、充実させることが必要です。
事業等名		事業等内容	
'広報みずほ'やホームページによる自殺対策に関する情報発信		心の健康づくりについての知識や悩み事に合わせた相談先の案内等の情報発信	
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
健康課	○	保健センター内にポスターや啓発グッズを常時設置しました。また、都内自殺者数の増加を踏まえた相談先等をホームページに掲載しました。	住民がそれぞれの悩みにあった相談先を見つけられるように、様々な相談先を更に広く周知する必要があります。
事業等名		事業等内容	
こころの体温計の運用と利用促進		・ 心の健康をスマートフォンなどでセルフチェックできるシステムの運用及び周知、啓発による利用促進 ・ 利用者が必要に応じて適切な相談窓口につながるように情報提供	
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
健康課	○	通年でこころの体温計を運用し、年間平均5,241件のアクセスがありました。（令和3年度から令和5年度まで）システム利用後には悩みにあった窓口につながるよう、多様な相談先を紹介しました。	年間を通して数多くのアクセスがあるため、こころの体温計の運用継続を検討するとともに、より住民が利用しやすくなるよう、スマートフォンアプリの導入など調査・研究を進める必要があります。

事業等名			事業等内容
外国人への支援及び情報提供ツールの作成			外国人が悩んだときに活用できるツールの検討
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
企画政策課	△	東京都多文化共生ポータルサイトをはじめ、外国人に役立つ様々な情報収集に努めるとともに、町内に住む外国人が来庁した際の相談事には、積極的に対応を行うことができました。	外国人の悩み・困りごとにアプローチができる体制を研究する必要があります。職員全てが多言語で対応できる状況ではないため、多言語対応用音声翻訳だけではなく、窓口などで即時に対応できるデジタルツールが必要です。
子ども家庭センター課	○	母子保健に関する相談等において、様々な言語に対応した通訳システムを導入し運用することで、外国人との相談を通年で実施しました。 言語が異なることによる理解不足を軽減して不安の解消に努めました。	通訳システムの運用継続の検討、全庁的な活用や利便性の向上について、また、通話機能のない携帯端末しか持っていない外国人への対応等、調査・研究を進めていくことが求められます。
事業等名			事業等内容
遺された家族への支援や情報提供			権利擁護センターみずほ等、各種窓口における相談支援と必要なサービスの利用につながるような情報提供
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課等	○	窓口で相談があった場合には、必要なサービスの利用につながるよう情報提供をします。令和3年度から令和5年度までの間では、そのような相談はありませんでした。	各種窓口における相談支援と、必要なサービスにつながる情報提供について、継続して取り組む必要があります。
事業等名			事業等内容
ワークライフバランスの推進			男女共同参画等の活動を通じ、仕事と家庭の両立や働き方改革などについて啓発
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
協働推進課	○	「広報みずほ」に、男女共同参画社会を推進するための記事「パートナーPARTNER」を毎月掲載するとともに、男女共同参画社会推進事業として川柳事業及び講演会を実施し、住民に対して啓発を図りました。また、令和6年度には仕事と家庭の両立を目指す方に向け、女性仕事応援キャラバンを開催しました。	今後、府内、関係機関、住民との連携を強化し、更なる男女共同参画の啓発を図る必要があります。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (自殺予防のための気づきと互助力の向上)

事業等名		事業等内容	
職員等対象研修		<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー(注9)養成研修 <p>*令和2年度から令和4年度までの3年間で実施、全職員の受講を目指す</p> <p>*住民対応を行う各種委員、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど外部関連団体の職員も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についての研修機会を確保 	
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
健康課	△	全職員を対象にWEB研修を実施し、新任職員には健康課職員による講義や、ゲートキーパー養成動画の視聴による研修を毎年実施しました。しかし、コロナウイルスの感染拡大防止のため、外部団体を対象としての研修は実施できませんでした。	より多くの人がゲートキーパーとして活躍できるように、職員だけではなく、外部団体や住民を対象とした研修機会を設ける必要があります。
総務課	○	令和5年は主任・主事職を対象に「メンタルヘルス(セルフケア)研修」を実施し、112人が受講。令和4年管理職、係長職を対象にメンタルヘルス(ラインケア)研修を実施し、管理職28名、係長職47名が受講。令和3年全職員を対象に「レジリエンス研修」を実施し、職員202名が受講。ストレスとの向き合い方やメンタルヘルスの大切さ、ストレス耐性を高めることの重要性とその方法を理解する方法を学びました。	引き続き、「メンタルヘルス研修」、「レジリエンス研修」、「ハラスマント研修」等を継続して実施することにより、メンタルヘルスの大切さ等を理解し、セルフケアやラインケア等を実践していく必要があります。

注9 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

基本施策3 地域におけるネットワークの強化
(支援者の顔の見える関係づくりと、すきまのない支援体制づくり)

事業等名		事業等内容	
自殺対策連携会議		<ul style="list-style-type: none"> ・会議の実施（年に2回程度） ・計画の進捗管理や評価の検証等 ・自殺の背景となる多重債務、失業、いじめ、過労、健康問題、家庭問題などへの相談に対応するため情報共有及び連携協力体制の推進策の検討 	
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
健康課	○	令和2年度に自殺予防庁内連携会議を組織し、毎年9月と2月に実施することで、庁内で瑞穂町に関わる自殺関連の情報共有や連携を強化しました。	計画の改定に伴い、自殺予防庁内連携会議の委員を見直し、会議を継続することで常に情報共有や連携体制を維持・強化していく必要があります。
事業等名		事業等内容	
地域保健福祉審議会		自殺対策の取組成果の報告（年に1回） *ネットワーク強化についての課題や対策についての意見を委員から聴取し、計画の推進及び見直しに活用	
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
健康課	○	毎年3月に地域保健福祉審議会で関係者へ情報の共有を行いました。	今後も継続して地域保健福祉審議会で町の自殺対策に関する取組や状況を報告し、委員から聴取した意見をもとに取組内容の改善を続ける必要があります。

重点施策Ⅰ 子ども・若者に対する支援

(児童生徒のSOSの出し方に関する教育や若者を支える地域づくり)

子ども・若者施策

事業等名			事業等内容
ひきこもり者に対する支援			相談、訪問、就労、生活支援、家族の相談、家族への助言等
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
健康課	△	ひきこもり相談窓口として、福祉課、保健センターを東京都作成のリーフレットで周知しています。また、相談があつた際は、関係部署・外部関係機関と連携して必要な支援につなげています。	国・東京都から市町村プラットフォームの設定、明確化、実態調査の実施等が求められています。
事業等名			事業等内容
18歳未満の子どもへの支援			養護（虐待等）、障がい、非行、育成、里親に関する相談、助言、一時保護
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
子ども家庭センター課	○	要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報を共有し、支援が必要な児童等に対し連携を図り対応しています。	要保護児童対策地域協議会を通して、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な児童等に対して、効果的な支援を継続します。
事業等名			事業等内容
子ども食堂事業への支援			子ども食堂事業を実施するボランティアを支援し、子どもと多世代の交流の促進を図り、双方の孤立を防止
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	事業を行うボランティアに、マスクや手指消毒液などを提供しました。	更なる多世代交流の促進を図るため、ボランティアと連携を深めつつ、支援内容を検討する必要があります。
事業等名			事業等内容
発達障がい者（児）支援事業			発達障がいに関する専門相談員を配置した相談事業 (相談、訪問、就労、生活支援、家族の相談、家族への助言、講習会等)
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	心理士を配置し、相談支援、保育園等巡回相談、発達障がい者(児)支援講演会、発達障害児支援者向け研修（R5～）を実施しました。 今後も同事業を継続します。 また、令和6年度に（障がい者）基幹相談支援センターを設置し、相談体制の強化を図りました。	引き続き子ども家庭センター課等と連携し、相談者が適切な支援を受けることができるよう取り組みます。
事業等名			事業等内容
生活安定支援事業			生活相談や就職・進学支援等の支援事業
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	東京都西多摩福祉事務所や「西多摩くらしの相談センター」と連携して相談にあたりました。 進学支援として、瑞穂町社会福祉協議会に委託し、「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施しました。	引き続き西多摩福祉事務所や瑞穂町社会福祉協議会と連携し、相談者が適切な支援を受けることができるよう取り組みます。

事業等名			事業等内容
民生・児童委員活動への支援			民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	各民生委員・児童委員において、隨時実施しています。	相談内容が多岐にわたるため、各民生委員・児童委員での対応困難なケースが発生した際は、適切なフォローを行う必要があります。
事業等名			事業等内容
更生保護活動			再犯防止・自殺等の相談・支援等の実施
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	△	新型コロナウイルスの影響により、「社会を明るくする運動」は非接触型の啓発活動を行うなど、形を変えて実施しました。また、中学校では、保護司の講話や東京都から派遣された劇団員による演劇鑑賞、DVD鑑賞を行いました。産業まつりでは、保護司会や更生保護女性会と連携し、合同啓発事業を行いました。	継続して取り組む必要があります。 新型コロナウイルス感染症の位置付けの5類引き下げに伴い、活動が正常化していく中で、社会を明るくする運動の活動内容の見直しが必要です。
事業等名			事業等内容
若手職員の研修事業			メンタルヘルスの保持や相談方法などをテーマに研修を実施
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
総務課	○	東京都市町村職員研修所主催のメンタルヘルス研修に、令和5年度2名、令和4年度7名、令和3年度5名の職員を派遣しました。	引き続き、「メンタルヘルス研修」、「レジリエンス研修」、「ハラスマント研修」等を継続して実施することにより、メンタルヘルスの大切さ等を理解し、セルフケアやラインケア等を実践していく必要があります。

児童・生徒施策

事業等名			事業等内容
多世代間交流推進事業への支援			児童等が高齢者などと交流を持つ機会を提供し、孤立の防止や困ったときに他者へ相談する重要性を啓発
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	第一小学校と第三小学校、第四小学校において、多世代間交流事業として「おひさまキッチン」を実施しました。	多世代間交流事業の継続及びおにぎりを作りて提供することに伴う衛生管理の徹底、消耗品等の支援などが必要です。
事業等名			事業等内容
18歳未満の子どもへの支援〔再掲〕			養護（虐待等）、障がい、非行、育成、里親に関する相談、助言、一時保護
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
子ども家庭センター課	○	要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報を共有し、支援が必要な児童等に対し連携を図り対応しています。	要保護児童対策地域協議会を通して、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な児童等に対して、効果的な支援を継続します。

事業等名			事業等内容
生活困窮者自立支援事業			子供の学習・生活支援事業就労支援事業
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	西多摩福祉事務所や西多摩くらしの相談センターと連携して相談にあたりました。	引き続き西多摩福祉事務所や西多摩くらしの相談センターと連携し、相談者が適切な支援を受けることができるよう取り組みます。
事業等名			事業等内容
民生・児童委員活動への支援〔再掲〕			民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	各民生委員・児童委員において、随時実施しています。	相談内容が多岐にわたるため、各民生委員・児童委員での対応困難なケースが発生した際は、適切なフォローを行う必要があります。
事業等名			事業等内容
SOSの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の授業の中で、児童・生徒の様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる教育を実施 ・取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
教育指導課	○	・計画どおり、通年で実施しました。 ・長期休業前に、生命の大切さについて、児童・生徒に伝えるとともに相談機関の情報を提供しました。	今後も引き続き、SOSの出し方（自殺防止）に関する取組を全校で実施し、児童・生徒のストレスへの対処方法を身に付けさせていく必要があります。
事業等名			事業等内容
不登校児童生徒支援事業			<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした教育支援室を設置 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
教育指導課	○	・計画どおり、通年で実施しました。 ・スクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、不登校児童生徒及び保護者の支援を行いました。	今後も、不登校児童生徒及び保護者に対して、教育支援室を紹介するとともに、不適応を未然に防ぐために、「みずほあったか先生」を推進していく必要があります。
事業等名			事業等内容
児童・生徒の学校生活を中心とした相談（いじめを含む）			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学校生活上の悩みや心配事に関する相談を在籍する学校で、教育相談員（臨床心理士）やスクールカウンセラーと対面で受け付ける ・学校で相談しにくい場合は、教育相談室で相談が可能。なお、教育相談室の子どもの対象年齢は18歳まで
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
教育指導課	○	・計画どおり、通年で実施しました。 ・スクールカウンセラー及び教育相談員を学校に派遣し、相談業務を行いました。	今後も、子どもの様子を教員が把握し、スクールカウンセラーや教育相談員と情報共有を行い、適切な支援につなげていきます。

重点施策2 高齢者に対する自殺予防の視点を持った支援

高齢者施策

事業等名			事業等内容
寄り合いハウスいこい、シルバーまちかどの運営・支援			高齢者や子ども等の多世代の地域住民が気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点の運営・支援 ＊シルバーまちかどはシルバー人材センターへ委託※令和3年11月末で事業終了 ＊寄り合いハウスいこいは運営ボランティアの会が施設の管理運営
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者福祉課	△	寄り合いハウスいこいは、運営ボランティアの会で管理運営を継続して実施しました。地域住民が気軽に立ち寄ることができる施設として運営しています。	運営ボランティアについて、継続して人材を確保し、運営を継続する必要があります。
事業等名			事業等内容
生きがい施策 (老人クラブへの活動助成)			老人クラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者福祉課	○	グランドゴルフ、芸能大会、友愛訪問等により、健康づくりや仲間づくりの活動を行っています。	既存クラブの運営支援、また、老人クラブの周知を継続する必要があります。
事業等名			事業等内容
高齢者福祉センター（寿楽）の運営			60歳以上の人ための施設で、各種教室への参加、サークルでの活動により教養を高め、生きがいづくり、社会参加の促進の場として運営（社会福祉協議会へ委託）
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者福祉課	○	令和5年12月から改修工事のため休館しています。改修後は、多世代の住民が相互交流や健康づくりに活用できる施設にリニューアルし、地域福祉の向上を図ります。	リニューアル後の運営方法を引き続き検討していきます。
事業等名			事業等内容
配食サービス事業			65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯やこれに準ずる世帯のことで、食事の調理等が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた昼食を週2回配達するサービスで、あわせて安否確認も実施（社会福祉法人へ委託）
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者福祉課	○	見守りを兼ねた配食サービス事業（直接手渡し）を継続して実施しました。	ひとり暮らし高齢者の見守りの役割を果たすため、事業について、継続して実施していく必要があります。

事業等名			事業等内容
民生・児童委員活動への支援〔再掲〕			民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	各民生委員・児童委員において、隨時実施しています。	相談内容が多岐にわたるため、各民生委員・児童委員での対応困難なケースが発生した際は、適切なフォローを行う必要があります。
事業等名			事業等内容
地域見守りネットワーク ふれあい訪問事業			<p>ひとり暮らし等施策として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 瑞穂町見守りネットワークに関する協定を関係事業所等と締結し、地域による見守り活動を強化 70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、週3回自宅へ訪問し乳酸菌飲料を届け、直接会話をして安否確認を実施（ふれあい訪問事業）※令和6年3月末で事業終了
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者 福祉課	△	見守りを行うことで、安心感を与えるため事業を継続するとともに、見守りネットワークに関する協定を締結しました。	引き続き、緩やかな見守りを広く行えるよう、協定締結事業者を増やしていく必要があります。
事業等名			事業等内容
家族介護者のつどい			家族介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を運営
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者 福祉課	○	毎年、偶数月に1回、西部高齢者支援センターが主催となり開催し、運営や専門相談の支援を行いました。	西部高齢者支援センターが主催となり開催していますが、参加者が自主運営できるような働きかけが引き続き必要です。
事業等名			事業等内容
シルバー人材センターへの支援事業			<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就労支援の場 働くことによる介護予防の場 就労することによる生きがいづくりの場 <p>を提供する事業運営に対して支援</p>
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者 福祉課	○	働くことで生きがいを得る機会をつくるため、支援を継続しました。	会員の交流を促進することや周知を継続していくことで、会員増強に取り組む必要があります。
事業等名			事業等内容
認知症カフェ事業			<p>認知症の方及び家族、地域住民、専門職等が集い、認知症に向き合い、様々な情報交換や認知症に関する相談を行ったり、思いを語ったり安心して過ごせる場の運営</p> <p>*就労者や男性にも利用しやすい夜間の実施も開始している</p>
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者 福祉課	○	毎年、予定どおりに各カフェとも開催し、運営や専門相談の支援を行いました。	認知症の方もそうでない方も、気軽に集えるような周知の工夫や、「認知症」について偏見等がなくなるように、正しい知識の啓発が引き続き必要です。

事業等名			事業等内容
認知症サポーター養成講座			誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援する認知症サポートーを養成する
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者 福祉課	○	毎年、各小学校の5年生や一般住民を対象とした講座を実施しました。	引き続き、認知症についての正しい知識を持つ認知症サポーターを養成する必要があります。
事業等名			事業等内容
「通いの場」の活動支援			高齢者が地域で交流できる、住民主体の介護予防に資する「通いの場」の創設、活動支援
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者 福祉課	○	介護予防・フレイル予防推進員、生活支援コーディネーターを中心に、毎年各通りの場の活動支援、創設支援を行いました。	引き続き、高齢者が地域で交流でき、住民が主体となる「通いの場」の創設、活動支援を行う必要があります。
事業等名			事業等内容
地域包括支援センター (高齢者支援センター) 事業			<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る (2か所を運営委託) ・地域ケア会議の開催
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者 福祉課	○	毎年、高齢者の相談にきめ細やかに対応しました。地域ケア会議では、支援困難ケース、自立支援・重度化防止となるケースについて検討を行いました。また、関係者会議等を適宜開催し、住民が安心した生活となるように検討しました。	高齢者の増加とともに、高齢者を取り巻く環境や、世帯の状況などが多様化しており、相談件数が増えるだけでなく、相談内容も複雑化しています。更なる対応力の向上のため、専門性の向上等を図る必要があります。

重点施策3 生活することに困難を抱える人に対する支援

無職者・失業者・生活困窮者等施策

事業等名			事業等内容
西多摩福祉事務所等との連携			生活保護制度、生活困窮者自立支援事業に関する西多摩福祉事務所等との連携及び連携会議の開催
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	生活保護、生活困窮者自立支援事業に関する情報は、生活困窮者自立会議への参加などを通じて西多摩福祉事務所等と隨時連携しています。	無職者・失業者・生活困窮者等への支援を適切に実施するため、西多摩福祉事務所等との連携をさらに深めていく必要があります。
事業等名			事業等内容
緊急一時保護事業・自立支援事業			路上生活者に対する対応・支援
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	生活保護、生活困窮者自立支援事業に関する情報は、生活困窮者自立支援会議への参加などを通じて西多摩福祉事務所等と隨時連携しています。	無職者・失業者・生活困窮者等への支援を適切に実施するため、西多摩福祉事務所等との連携をさらに深めていく必要があります。
事業等名			事業等内容
生活困窮者支援ネットワーク会議			生活困窮者自立支援事業（西多摩くらしの相談センター）について下記の関係機関による情報共有及び連携の推進を図る（年1回） ＊住民課、税務課、子育て応援課、高齢者福祉課、教育指導課、健康課、都市計画課、学校教育課 ＊西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、社会福祉協議会、高齢者支援センター
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
福祉課	○	生活困窮者自立支援事業（西多摩くらしの相談センター）について関係機関による情報共有及び連携の推進を図りました。	引き続き関係各課、関係機関と情報共有及び連携を図り、無職者・失業者・生活困窮者等への支援を適切に実施する必要があります。
事業等名			事業等内容
公害・生活環境・ごみ処理の相談、支援			公害・生活環境・ごみ処理に関する苦情や相談の受付及び問題解決の支援
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
環境課	○	年間を通じ、苦情や相談を受け付けており、その都度、問題解決の支援を行っています。	全ての問題を行政機関で解決できる訳ではないため、他の関係団体等と連携して適切に対応していく必要があります。
事業等名			事業等内容
公営住宅事務公営住宅家賃滞納整理対策			住宅借用希望者や家賃滞納者の困難な状況についての相談を支援につなげる体制の整備
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
都市計画課	○	必要に応じ関係各課と連携を図りました。	住宅入居希望者や家賃滞納者の状況を把握するとともに、相談があった際は、適切な相談先につなげられるよう、引き続き、関係各課等との連携が必要です。

事業等名			事業等内容
養護老人ホームへの入所支援			65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を対象に入所手続き等の支援
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
高齢者福祉課	○	養護老人ホームの入所者の支援を実施しました。	経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を支援するため、今後も支援を継続していく必要があります。
事業等名			事業等内容
生活安定対策事業（若年者の就労相談） ハローワーク			若年者の就労相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
産業経済課	○	ハローワーク青梅と連携を図り、役場庁舎3階に瑞穂ハローワーク求人情報コーナーを開設し、年間を通して就労相談に関する受け付け、就業に関する相談や職業紹介などに寄与しました。また、例年役場庁舎1階ホールにおいて、中高年を対象に、ミドル・シニア向け再就職セミナー（概ね45歳以上）及びミニ就職面接会を開催し、就業支援を図っています。	引き続き、ハローワーク青梅と連携を強化し、瑞穂ハローワーク求人情報コーナーの運営により、職業相談・紹介サービス等による地域住民の就職促進及び利便性の向上を図るとともに、セミナーや就職面接会についても、継続して実施していく必要があります。
事業等名			事業等内容
消費生活相談事業 多重債務相談事業			<ul style="list-style-type: none"> ・契約や取引に関するトラブルの解決のための相談、アドバイスや情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
産業経済課	○	消費生活相談窓口を火、金曜日に開設し、年間を通して住民の消費生活に関する相談を受け付けています。また、多様化する消費者問題に対応していくため、消費者講座を開催するほか、「広報みずほ」の暮らしの情報コーナーにおいて、事例紹介をするなど啓発を図りました。	高齢者だけでなく、若者の相談も増えていることから、相談窓口を継続して運営していくとともに、周知PRをしていく必要があります。また、消費生活に関するトラブル等に巻き込まれないよう、事例紹介や注意喚起などの啓発活動についても、継続して取り組んでいく必要があります。
事業等名			事業等内容
中小企業資金融資			<ul style="list-style-type: none"> ・低金利の融資の斡旋 ・利子補給及び保証料の補助
所管課	自己評価	進捗・達成状況	今後の課題
産業経済課	○	融資のあっせん、利子補給及び保証料の補助を行い、中小企業者の自主的な経済活動を促進するとともに、中小企業の振興に寄与することができました。	コロナ禍から脱却してはいるものの、コロナ禍前と比べ売上が減少しているなど、まだまだ経営が厳しい中小企業が多い状況です。町内中小企業者等の経営の安定化に向けた資金確保等のため、融資あっせん事業を継続して実施していく必要があります。

総合的な評価

- 基本施策、重点施策に関する評価項目については、担当課が事業を着実に実施し、概ね目標を達成しています。
- 目標を達成している事業は、今後も課題に対応しながら継続していく必要があります。また、現状の事業で対応できない課題については、解決するための事業や目標を新しく設定することが求められます。
- 一方で、役割を終えたり、実現性の低くなった事業は見直しの視点が求められます。

2 瑞穂町における課題

(1) 地域での支援体制の連携強化

町の自殺者の動機・原因を見ると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題が多く、勤務問題、男女問題、学校問題も少なくありません。多岐にわたる自殺要因への対策に当たり、最も基盤となる取組は、地域におけるネットワークを強化することです。

幅広くさまざまな問題に対応できるよう、地域全体で連携を強化することで複合・複雑化した支援ニーズへの対応体制の充実を図り、適切な支援につなげられる体制を構築する必要があります。

(2) 悩みを抱えた住民誰もが支援につながる体制の構築

町では自殺で年に約6.6人が亡くなっています。10年間では、ほぼすべての年代や性別に自殺者が見られます。また、地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査^(注7)(10ページ参照)において「相談したいが誰にも相談できずにいる」と「相談したいがどこに相談したらいいかわからない」といった、相談先や支援対策の情報を知らない人が一定の割合でいると見込まれます。

社会には、いまだに自殺に対する誤った認識や偏見があり、それらによって自死遺族や自殺未遂者が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援の妨げにもなっていることが大きな課題とされています。

このような誤った認識や偏見を払拭していくために、正しい理解につながる啓発と周知を行うことが必要です。また、悩みを抱える人が医療機関や相談機関などを利用しやすくなるよう、関係機関と連携した相談窓口に関する情報提供を積極的に行っていくことが求められます。

(3) こころの健康や自殺問題に対する意識の醸成

自殺を考えている人は何かしらのサインを発しており、このサインは不眠や体調不良など、多岐にわたります。より多くの人を支援につなげるために、支援に関わる人や地域の人が自殺予防の視点を持ち、ゲートキーパー^(注9)として知識を得る必要があります。また、人々が自らのメンタルヘルスについて考える機会も大切になります。

以上のことから、住民の自殺に対する意識の醸成や、ゲートキーパーの養成を推進することが必要です。また、各々が自身のメンタルケアに気を配るための学びの場の提供やストレス要因の軽減が必要です。

(4) 未成年者の自殺及び20歳代で増加する若者の自殺への対策

町では15年間で3人、10歳代の自殺がありました。20歳代では年に1人程度の自殺が起きています。自殺は追い込まれた末の死と言われており、未成年者や若者が自ら死を選ぶしかないほど追い詰められた状況になることを防止しなければなりません。

このことから、町で現在推進している「子どもの見守り」や「育成支援」などの施策を継続するとともに、今後は10歳代、20歳代の自殺対策の視点も踏まえ、学校教育や青少年支援活動を進めていくことも重要です。

(5) 自殺予防を視野に入れた高齢者への支援

町の自殺者は60歳代以上の高齢者が4割を占め、その半数が70歳代以上であることから、高齢者の自殺が少なくないことが分かります。地域自殺実態プロファイル(11ページ参照)でも、地域の課題として高齢者対策が挙げられています。

のことから、町で現在推進している「地域での見守り」「居場所づくり」「閉じこもり予防」「健康づくり」などの高齢者施策を展開していくに当たり、今後は自殺予防の視点からもより強化していくことが必要です。

(6) 自殺予防の視点を持った生活困窮者への支援

町の自殺者の職業別では無職者が、原因別では経済・生活問題の占める割合が上位3項目に入っています。一般的に無職者は経済・生活問題を抱えていることが多く、生活困窮に陥りやすいと考えられます。

また、地域自殺実態プロファイル(11ページ参照)でも、地域の課題として「生活困窮者対策」が挙げられています。生活困窮に至る原因は様々ですが、無職であること、経済や生活に困難を抱えていることが大きな一因であることは間違ひありません。また、女性が抱える雇用や離婚を背景とした経済問題についても課題として挙げられています。

以上のことから、既存の生活困窮者支援施策の推進に加え、性別・年齢によらず、住民の抱える問題や悩みを早期に把握し、多様な視点で分析することで、予防的な取組を進めることができます。その上で、時機を捉えた必要な公的な介入と自立支援を行い、深刻な結果になることを未然に防ぐことが求められます。

第4章 第2期計画における施策とその展開

Ⅰ 基本理念

つながり、ささえあい、
安心して健康に暮らせるまち みずほ
～すべての人がつながる福祉社会をめざして～

瑞穂町地域保健福祉計画と同じく、自殺予防行動計画においても「つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ」を基本理念とします。この基本理念の下、第2期計画により誰も自殺に追い込まれることがないよう、生きることを支援するまちづくりを進めていきます。

2 自殺予防推進のための施策

町における自殺予防を進めるため、「基本施策」3つ、「重点施策」4つを掲げ7つの施策としてまとめ、一層の取組を進めていきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

基本施策2 住民への啓発と周知

基本施策3 自殺予防を支える人材の育成及び資質の向上

重点施策1 子どもや若者の自殺への対策強化

重点施策2 高齢者への包括的な支援

重点施策3 生活することへの困難を抱える人に対する支援

重点施策4 困難を抱える女性への支援（新）

○ 自殺総合対策大綱との関連について

自殺対策基本法第13条第2項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、計画を定める」とされています。自殺総合対策大綱と整合性を図りながら計画の策定、また、事業を推進していく必要があるため、第2期計画における各事業に関連する自殺総合対策大綱の重点施策を示しています。

○ SDGsとの関連について

自殺総合対策大綱において、自殺総合対策の基本方針は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることが明記されています。第2期計画もSDGsの目標（ゴール）の達成に向けた施策としての意義を持ち合わせるものであるため、各事業に関連するSDGsの目標（ゴール）を示しています。

基本施策Ⅰ 地域におけるネットワークの強化

多岐にわたる自殺要因に対応するため、関係機関などが幅広く連携して自殺予防施策を推進できるようネットワークの強化に努めます。庁内外の関連部署で構成する「自殺予防庁内連携会議」や「地域保健福祉審議会」において、関係者が顔の見える関係づくりを図るとともに地域ネットワークを強化するための施策を検討します。

自殺予防連携会議				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の定期実施 ・計画の進捗管理や評価の検証等 ・自殺の背景となる多重債務、失業、いじめ、過労、健康問題、家庭問題などへの相談に対応するため情報共有及び連携協力体制の推進策の検討 	年2回以上自殺対策連携会議を実施し、庁内での情報共有及び連携構築を行う。	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	 

地域保健福祉審議会				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
健康課	自殺対策の取組成果の報告 ＊ネットワーク強化についての課題や対策についての意見を委員から聴取し、計画の推進及び見直しに活用	年1回地域保健福祉審議会を実施し、成果報告と意見聴取を行うことで、計画の取組内容を隨時見直す。	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	 

基本施策2 住民への啓発と周知

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることとして、正しい知識の普及と啓発を実施することで、住民の理解の促進を図ります。

また、様々な悩みを抱えた住民や自死遺族、自殺未遂者等が、自身にあった相談先を利用できるよう、関係機関と相談窓口に関する情報提供を積極的に行い、支援につなげます。

外国人への支援及び情報提供ツールの作成				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
企画政策課	外国人が悩んだときに活用できるツールの検討	年間を通して、自治体国際化協会及び東京都の多文化共生ポータルサイトなど、外国人に役立つ様々な情報収集を行い、周知を行う。同時に、災害時も含め、即時に対応できる通訳・翻訳ツール（ポータル等）機器の導入に向けた研究に努める。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
子ども家庭センター課	母子保健に関する相談等において、外国人が悩んだときに活用できるツールの検討	外国人の複雑な内容の相談に対応できるよう通訳システムを継続して運用する。また、通話機能のない携帯端末しか持っていない外国人にも適切に相談支援できる仕組を構築する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
ワークライフバランスの推進				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
協働推進課	男女共同参画等の活動を通じ、仕事と家庭の両立や働き方改革などについて啓発	「広報みづほ」に、男女共同参画社会を推進するための記事「パートナーPARTNER」を毎月掲載する。 男女共同参画社会推進事業を実施し、住民に対して啓発を図る。	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する	 
遺された家族への支援や情報提供				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	権利擁護センターみづほ等、各種窓口における相談支援と必要なサービスの利用につながるような情報提供	年間を通して福祉課窓口等で各種相談先の情報提供を行う。	8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	 

自殺対策強化月間キャンペーン				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
健康課	「広報みずほ」、ホームページで、9月と3月に住民を対象とした重点的な普及啓発を行い、自殺対策についての理解の促進を広く推進	東京都の取組と連携して、9月と3月の年2回実施し、自殺対策促進月間に開設する相談窓口や東京都の取組を各種媒体で周知する。	2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	
自殺予防に関する情報発信				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
健康課	心の健康づくりについての知識や悩み事に合わせた相談先の案内等の情報発信	年間を通して「広報みずほ」、ホームページ及び保健センターの窓口等で各種相談先の情報提供を行う。	2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	
こころの体温計の運用と利用促進				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康をスマートフォンなどでセルフチェックできるシステムの運用及び周知、啓発による利用促進 ・利用者が必要に応じて適切な相談窓口につながるよう情報提供 	年間を通してシステム運用を行い、チェック結果に基づき、適切な相談窓口につなげる。また、多くの方が気軽に利用できるよう、各種媒体で周知する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	

基本施策3 自殺予防を支える人材の育成及び資質の向上

住民が悩んでいる人のサインに気づき、寄り添い、必要に応じて専門機関につなぎ、見守っていくゲートキーパーとして活躍できるよう、情報発信を行います。

また、特に多くの住民と関わる職員においては自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図れるよう、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を持ち、正しく対応するためのゲートキーパー研修を実施していきます。

事業等名	住民・職員等対象研修			
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
総務課	経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解など、個別課題についての研修機会を確保	市町村職員研修所で行われる業務別・職層別の研修機会を年間を通じて確保する。また、人材育成基本方針に基づき、人材育成に取り組む。	4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
総務課	メンタルヘルスの保持や相談方法などをテーマに研修を実施	新規採用時の研修で、メンタルヘルスの保持や相談方法などを伝えるとともに、外部講師を招いた内部研修を年1回以上実施し、それらの重要性と方法の理解につなげる。また、人材育成基本方針に基づき、人材育成に取り組む。	4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
健康課	ゲートキーパー研修の実施 *役場職員のほか、地域住民全員を対象とした研修や広報活動の実施	新任職員に対して年1回以上、3年に1回は全職員を対象としたゲートキーパー研修を実施する。また、研修参加者の80%以上から「自殺対策の理解が深まった」と評価を得る。地域住民や関係団体を対象とした研修の立案及び実施	4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	

重点施策Ⅰ 子どもや若者の自殺への対策強化

子ども・若者に対しては、ひきこもり者や発達障がい者（児）及び子ども食堂事業への支援などを実施し、子どもたちの孤立の防止を図るとともに、若者の生活が安定するための相談や犯罪の再犯防止の支援に取り組みます。また、町職員がセルフケアに取り組めるよう、研修事業も推進します。

これらの施策に加え、児童・生徒に対しては、小・中学生を対象に実施している「SOSの出し方や、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる教育」及びスクールカウンセラーなどによる相談支援を継続していきます。

また、不登校児童生徒への支援策も継続して推進していきます。

住民・職員等対象研修（一部再掲）				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
総務課	メンタルヘルスの保持や相談方法などをテーマに研修を実施	新規採用時の研修で、メンタルヘルスの保持や相談方法などを伝えるとともに、外部講師を招いた内部研修を年1回以上実施し、それらの重要性と方法の理解につなげる。また、人材育成基本方針に基づき、人材育成に取り組む。	4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	
子ども食堂事業への支援				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	事業を実施するボランティアを支援し、子どもと多世代の交流の促進を図ることによる、双方の孤立の防止	年間を通して子ども食堂事業を実施するボランティア等へ情報提供を行う。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	 
発達障がい者（児）支援事業				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	発達障がいに関する専門相談員を配置した相談事業（相談、家族の相談、家族への助言、講習会等）	相談、その他事業を通じて発達障がい者（児）の支援を行うほか、支援者の支援力向上を行う。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	
生活安定支援事業				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	生活相談や就職・進学支援等の支援事業	年間を通して福祉課窓口に相談に来られた方へ、適切な支援機関を紹介する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	  

民生委員・児童委員活動への支援				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	定例会議の場を活用し、適切に地域の相談・支援等を行うことができるよう支援を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	3 すべての人に健康と福祉を  17 パートナーシップで目標を達成しよう 
更生保護活動				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	再犯防止・自殺等の相談・支援等の実施	年間を通して適切に更生保護活動を行うことができるよう面接場所の提供などの支援を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	3 すべての人に健康と福祉を  16 平和と公正をすべての人に 
多世代間交流推進事業への支援				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	児童等が高齢者などと交流を持つ機会を提供し、孤立の防止や困ったときに他者へ相談する重要性を啓発	概ね月1回多世代間交流事業を実施する。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
生活困窮者自立支援事業				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	子供の学習・生活支援事業 就労支援事業	年間を通して福祉課窓口に相談に来られた方へ、適切な支援機関を紹介する。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	1 貧困をなくそう  4 質の高い教育をみんなに 
18歳未満の子どもへの支援				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
子ども家庭センター課	養護（虐待等）、障がい、非行、育成、里親に関する相談、助言、一時保護	要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回、実務者会議を年3回、個別ケース検討会議を必要に応じて開催し、関係機関との連携を深め効果的な支援を行う。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	3 すべての人に健康と福祉を  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナーシップで目標を達成しよう 
ひきこもり者に対する支援				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
健康課	相談、訪問、就労、生活支援、家族の相談、家族への助言等	ひきこもり相談窓口の周知、実態調査手法の研究を継続する。また、相談等の内容に応じて、福祉課をはじめとする府内関係課との情報共有、連携体制の構築を図り、適切な相談機関へつなげる。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	3 すべての人に健康と福祉を  8 白きがいも経済成長も  17 パートナーシップで目標を達成しよう 

SOSの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の授業の中で、児童・生徒の様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせる教育を実施 ・取り組んでいる教育活動に関して、時宜にかなった形で分かりやすく情報を提供 	小学校第5・6学年及び中学校において、体育科及び保健体育科の授業でストレスへの対処法に関する授業を実施するとともに、年間1回以上SOSの出し方に関する授業を実施する。また、長期休業前に、相談機関の情報を周知する。	II. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> </div> </div>
不登校児童生徒支援事業				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした教育支援室を設置 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施 	年1回以上不登校児童生徒の支援に関する会議を実施する。学校説明会等で、相談先の窓口を周知する。スクールソーシャルワーカーを配置する。	II. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育を みんなに</p> </div> </div>
児童・生徒の学校生活を中心とした相談（いじめを含む）				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学校生活上の悩みや心配事に関する相談を在籍する学校で、教育相談員（臨床心理士）やスクールカウンセラーと対面で受け付ける ・学校で相談しにくい場合は、教育相談室で相談が可能。なお、教育相談室の子どもの対象年齢は18歳まで 	年間を通じて、悩みや心配事に関する相談を学校及び教育相談室で受け付ける。長期休業前に相談先一覧を配布する。	II. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> </div> </div>

重点施策2 高齢者への包括的な支援

高齢者の自殺予防については、ひきこもりや抑うつ状態などの理由で陥る孤立状態が課題としてあることから、高齢者の家族構成、生活環境、価値観などを踏まえた支援が必要となります。瑞穂町では関係団体等の協力を得ながら、通いの場の創設や生きがい活動への支援を充実させることで孤立を防ぎます。

また、コミュニティバスの運行やデマンド交通実証実験運行を通じ、外出支援（促進）に寄与する公共交通手段を継続して検証するとともに、独居高齢者などを対象に民間事業者等と連携した見守りや安否確認事業も推進していくことで、高齢者の孤立を未然に防止していきます。

民生委員・児童委員活動への支援（再掲）				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
福祉課	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	定例会議の場を活用し、適切に地域の相談・支援等を行うことができるよう支援を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
寄り合いハウスいこいの運営・支援				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	高齢者や子ども等の多世代の地域住民が気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点の運営・支援 ＊運営ボランティアの会が施設の管理運営	ボランティア主催による教室を毎週実施する。また、地域交流を促進する寄り合いハウスいこいまつりを年1回開催する。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	
生きがい施策（老人クラブへの活動助成）				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	老人クラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成	活動費の助成をする老人クラブ数16クラブを維持し、健康づくりや仲間づくりを支援する。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	
多世代交流センターMIZCUL（ミズカル）				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	高齢者から子どもまで、多世代が参加できるイベントや講座を実施し、誰もが居心地がよいと感じることができる居場所づくり、生きがいづくりを目的とした施設運営を実施する (指定管理者：ミズカル・パートナーズ)	開館初年度のため、年間を通じて貸室の稼働と講座等の切れ目ない開催を実施する。 来館者アンケートを実施し、満足度80%以上を得る。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	

配食サービス事業				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯やこれに準ずる世帯の人で、食事の調理等が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた昼食を週2回配達するサービスで、あわせて安否確認も実施	栄養バランスのとれた週2回の配食サービス事業を継続して実施し、健康維持と見守りの役割を果たす。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	 
地域見守りネットワーク				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	瑞穂町見守りネットワークに関する協定を関係事業所等と締結し、地域による見守り活動を強化	・見守り協定事業者と年1回連絡会を実施し、円滑な連携を図る。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	 
家族介護者のつどい				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	家族介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を運営	2か月に1回、西部高齢者支援センター主催を支援し、介護負担の軽減を図る。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	 
シルバー人材センターへの支援事業				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	・高齢者の就労支援の場 ・働くことによる介護予防の場 ・就労することによる生きがいづくりの場を提供する事業運営に対して支援	月1回の入会説明会を住民に周知し、就労による高齢者の生きがいづくりにつながるよう支援する。	10. 民間団体との連携を強化する	 
認知症カフェ事業				
所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	認知症の方及び家族、地域住民、専門職等が集い、認知症に向き合い、様々な情報交換や相談を行ったり、思いを語ったり安心して過ごせる場の運営 ＊就労者や男性にも利用しやすい夜間の実施	各認知症カフェの開催支援を行うとともに、年1回認知症カフェ担当者連絡会を実施し、認知症の方及び家族、地域の方等が参加しやすい場を提供する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 

認知症サポーター養成講座					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	高齢者福祉課	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援する認知症サポーターを養成する	年1回以上、新任職員、住民、町内小学5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施するとともに、町内民間事業所等からの依頼に応じて実施し、認知症について正しい理解・知識の普及啓発を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
「通いの場」の活動支援					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	高齢者福祉課	高齢者が地域で交流できる、住民主体の介護予防に資する「通いの場」の創設、活動支援	徒歩圏内に通いの場ができるよう（令和12年60か所）、創設及び活動継続支援を実施する。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	 
地域包括支援センター（高齢者支援センター）事業					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	高齢者福祉課	・ 高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る（2か所を運営委託） ・ 地域ケア会議の開催	高齢者の相談にきめ細やかな対応がとれるよう、高齢者支援センター職員に対する研修等を年1回以上実施し、専門性の向上に努める。高齢者の個別課題の解決を図るために、適宜地域ケア会議を活用する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
見守り相談窓口					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	高齢者福祉課	ひとり暮らし等の高齢者世帯の見守り及び相談に対応し、高齢者支援センターと連携した支援の実施	見守り登録者に対し、訪問等による見守りを月1回等定期的に実施し、ひとり暮らし等高齢者の安心した生活を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
チームオレンジ					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	高齢者福祉課	認知症サポーターステップアップ講座修了者がメンバーとなり、認知症の方の意向に基づいた地域での見守り等の支え合い活動及び認知症に関する理解の促進活動の実施	認知症サポーターステップアップ講座を2年に1回実施するとともに、チームオレンジの活動を支援し、認知症の方が自分らしく可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、またその家族の介護負担の軽減を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 

介護予防リーダー養成講座				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	地域住民を対象に、総合事業における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、人材の育成、活用を図る	年1回介護予防リーダー養成講座を実施し、地域での通いの場の担い手として育成のためのレベルアップ講座を年1回実施する。また、活動の継続支援として、フォロー講座を地域の実情に応じて実施する。	4. 自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上を図る	 
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	健康状態不明者や低栄養等リスクのある後期高齢者を対象とした訪問等による指導・支援を実施するとともに、通いの場等でフレイル予防などの健康教育や健康相談、体力測定の実施	健康状態不明者等リスクのある方を毎年抽出し、訪問等による指導・支援を実施するとともに、協力の得られる通いの場に年1回以上、健康チェック・健診相談を実施する。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	
総合相談				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
高齢者福祉課	高齢者支援センターにおいて、高齢者の様々な相談に対して相談支援を行い、他機関とのネットワーク構築に努める	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、総合的に相談を受け、訪問等により対応支援を行う。	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようとする	 
高齢者等の外出促進事業				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
交通政策モノレール推進課	コミュニティバスの運行やデマンド交通「チョイソコみずほまち」の実証実験運行による移動手段の提供	年間を通して、「広報みずほ」、ホームページ等でPRをし、利用促進を図る。	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	 

重点施策3 生活することへの困難を抱える人に対する支援

雇用問題等により経済や生活に困難を抱える人に対して、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、ハローワークといった各種関係機関と連携した支援を行います。

また、公営住宅の家賃滞納者や居住環境の悪化などの状況から生活困難を抱えていると予想される人や、契約のトラブルなど消費生活上の悩みを抱えている人については、問題が深刻になる前に必要な支援につながるよう、相談及び情報提供をしていきます。

法律相談				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
総務課	日常生活で直面する法律的諸問題について、相談を受ける。	毎月1回、弁護士による法律相談を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	
公害・生活環境・ごみ処理の相談、支援				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
環境課	公害・生活環境・ごみ処理に関する苦情や相談の受付及び問題解決の支援	年間を通して公害・生活環境・ごみ処理に関する苦情や相談を受け付け、問題解決の支援を行う。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
生活安定対策事業（若年者の就労相談）ハローワーク				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
産業経済課	若年者の就労相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施	ハローワーク青梅と連携し、年間を通じて瑞穂ハローワーク求人情報コーナーを開設する。また、関係機関と連携し、就労に関するセミナーや面接会等を実施する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	   
消費生活相談事業・多重債務相談事業				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
産業経済課	・契約や取引に関するトラブルの解決のための相談、アドバイスや情報提供 ・消費者教育・啓発	週2回（火曜日・金曜日）消費生活相談窓口を開設するとともに、毎月発行される「広報みずほ」において、暮らしの情報コーナーを設け、様々な消費者トラブルの実例等の記事を掲載し、消費者被害防止等の周知啓発を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 

中小企業資金融資					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	産業経済課	・低金利の融資の斡旋 ・利子補給及び保証料の補助	年間を通じて安定して制度を運用するとともに、町ホームページへの掲載やチラシの作成及び金融機関と連携して町内事業者に周知PRを図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
西多摩福祉事務所等との連携					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	福祉課	生活保護制度、生活困窮者自立支援事業に関する西多摩福祉事務所等との連携及び連携会議の開催	生活保護や生活困窮者自立支援事業に関する相談に来られた方に対して、隨時西多摩福祉事務所等と連携を図る。年1回生活困窮者自立支援会議に参加する。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	   
緊急一時保護事業・自立支援事業					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	福祉課	路上生活者に対する対応・支援	年2回路上生活者実態調査を実施する。調査結果を西多摩福祉事務所へ報告し、保護・支援へつなげる。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	   
生活困窮者支援ネットワーク会議					
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
	福祉課	生活困窮者自立支援事業（西多摩くらしの相談センター）について下記の関係機関による情報共有及び連携の推進を図る（年1回） ※住民課、税務課、子育て応援課、子ども家庭センター課、高齢者福祉課、健康課、都市計画課、学校教育課、教育指導課 ※西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、社会福祉協議会、高齢者支援センター	年1回生活困窮者自立支援会議に参加し、西多摩福祉事務所及び関係機関との連携を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	   

生活困窮者自立支援事業（再掲）				
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策
	福祉課	子供の学習・生活支援事業 就労支援事業	年間を通して福祉課窓口に相談に来られた方へ、適切な支援機関を紹介する。	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
養護老人ホームへの入所支援				
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策
	高齢者 福祉課	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を対象に入所手続き等の支援	対象者を支援し、心身の健康の保持及び生活の安定を図る。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
公営住宅事務公営住宅家賃滞納整理対策				
事業等名	所管課	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策
	都市計画課	公営住宅入居希望者や家賃滞納者等の生活が困難な状況についての相談を支援につなげる体制の整備	生活面での不安や悩みの相談があった場合、適切に関係機関へつなげる。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

重点施策4 困難を抱える女性への支援

女性が自殺に至る背景は様々であり、ライフステージに応じて、学校関係の悩みや進路・進学問題、就労に関する問題など、抱える悩みも異なると考えられます。こうしたことを踏まえ、困難を抱える女性がそれぞれの悩みに応じた適切な支援を受けられるよう、適切な相談窓口へつなげます。

また、予期しない妊娠や産後うつ、子育てなどの悩みについて、一人で抱え込むことで深刻化することを防ぐため、相談窓口や支援体制の整備及び周知を行います。

子ども家庭センターの運営				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
所管課 子ども家庭センター課	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が一体的に行う相談支援	相談等に対し、関係機関と連携し、適切な支援を行う。	13. 女性の自殺対策を更に推進する	
ファミリー・サポート・センター事業				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
所管課 子ども家庭センター課	子育てのサポートを必要とする「依頼会員」とサポートを行う「提供会員」からなる相互援助活動	提供会員向け研修会を随時行うとともに、事業の周知・啓発に努め、提供会員の確保に努める。	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	 
女性の自殺予防対策				
事業等名	事業等内容	評価指標	対応する大綱の重点施策	対応するSDGsの目標
所管課 子ども家庭センター課	予期しない妊娠や産後うつ、子育ての悩みなど、出産前後の自殺リスクが高まる時期に母子保健コーディネーター等が寄り添って相談支援を行い、妊産婦の精神状態を把握することで、適切な受診行動を促したり、必要な時期に適切な支援サービス（産後ケア事業等）を提供する。	妊婦等包括相談支援事業により、妊産婦の精神状態を把握し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する。 乳幼児健診時の質問事項「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合」を80%以上	13. 女性の自殺対策を更に推進する	

第5章 計画の推進に向けて

I 各施策の推進体制

令和6年改正の瑞穂町自殺予防庁内連携会議要綱に定められた各部課長を中心になり、各々の取組を進めるとともに、全庁的に相互に緊密な連携、協力を図ることで総合的な自殺予防施策を推進します。これらの対策については、毎年評価、点検を実施します。この過程で明らかになった新たな課題などの対策については、令和11年度予定の第2期計画の見直しに反映させます。

また、第2期計画の進捗状況及び成果については、地域保健福祉審議会において毎年報告し、審議会委員の意見についても、本計画の推進や見直しに反映させます。

2 住民や関係機関、団体、町の役割

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが自殺予防に関心を持ちましょう。住民が互いに声を掛け合う心ふれあうまちづくりを進めましょう。また、一人でも多くの住民がゲートキーパーに係る知識とスキルを身につけるよう、意識の醸成に努めましょう。

(2) 関係機関・団体等の役割

労働、教育、医療、福祉等に関わる民間団体と行政機関が、ともに相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めましょう。

(3) 町の役割

瑞穂町に関わる行政施策や事業に取り組む中心組織として、住民への取組内容の周知や実施状況及び効果の把握等、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

(4) 都の役割

東京都自殺総合対策計画に基づき、東京都地域自殺対策推進センターは、自殺対策に関する各種情報の提供や研修会の実施、区市町村の自殺対策に関する助言等の支援を行います。

資料編

- ◎瑞穂町自殺予防庁内連携会議委員名簿
- ◎自殺対策基本法
- ◎瑞穂町住民意識調査報告書（該当部分の表を抜粋）
- ◎地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査（該当部分の表を抜粋）

瑞穂町自殺予防庁内連携会議委員名簿

令和7年2月現在

所 属 等	氏 名
企 画 部 長	小 作 正 人
住 民 部 長	古 川 実
協 働 推 進 部 長	宮 坂 勝 利
福 祉 部 長 ◎	福 島 由 子
教 育 部 長	目 黒 克 己
企 画 部 企 画 政 策 課 長	町 田 陽 生
企 画 部 総 務 課 長	奥 泉 宏
協 働 推 進 部 協 働 推 進 課 長	吉 岡 大 輔
協 働 推 進 部 産 業 経 済 課 長	長 谷 部 康 行
福 祉 部 福 祉 課 長	田 野 太 郁 哉
福 祉 部 子 育 て 応 援 課 長	青 木 広 幸
福 祉 部 子ども家庭センター課長	島 崎 友 介
福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課 長	並 木 照 子
福 祉 部 健 康 課 長 ○	工 藤 洋 介
教 育 部 学 校 教 育 課 長	大 澤 達 哉
教 育 部 教 育 指 導 課 長	小 林 洋 之

◎座長、○副座長

事務局

所 属 等	氏 名
福 祉 部 健 康 課 長	工 藤 洋 介
福 祉 部 健 康 課 健 康 係 長	鈴 木 隆 太
福 祉 部 健 康 課 健 康 係 主 任	飯 野 都 佳 紗

○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)

(法律第八十五号)

第一百六十四回通常国会

第三次小泉内閣

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二八法一一・一部改正)

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、

その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

- 3　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（平二八法一一・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3　国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（平二八法一一・一部改正）

（事業主の責務）

第四条　事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第五条繰上）

（国民の責務）

第五条　国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（平二八法一一・旧第六条繰上・一部改正）

（国民の理解の増進）

第六条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（平二八法一一・追加）

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(平二八法一一・追加)

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれら者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平二八法一一・旧第七条繰下)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二八法一一・旧第九条繰下)

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(平二八法一一・旧第十条繰下・一部改正)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(平二八法一一・追加)

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(平二八法一一・追加)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(平二八法一一・追加)

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(平二八法一一・追加)

第三章 基本的施策

(平二八法一一・旧第二章線下)

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための

体制の整備を行うものとする。

(平二八法一一・旧第十二条下・一部改正)

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十三条下・一部改正)

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識

かん
の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(平二八法一一・旧第十四条下・一部改正)

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域におい

て自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十五条繰下・一部改正)

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十六条繰下)

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十七条繰下・一部改正)

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十八条繰下・一部改正)

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二八法一一・旧第十九条繰下・一部改正)

第四章 自殺総合対策会議等

(平二八法一一・旧第三章繰下・改称)

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十条繰下・一部改正)

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・一部改正、平二八法一一・旧第二十一条繰下・一部改正)

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第5次瑞穂町長期総合計画策定
住民意識調査報告書

令和2年3月

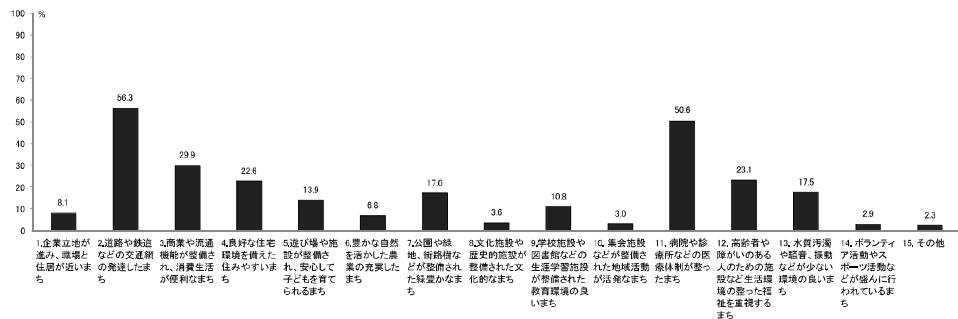
瑞穂町

3) 瑞穂町の将来像や現状の評価

①あなたは瑞穂町がどのようなまちになってほしいと思いますか。

「道路や鉄道などの交通網の発達したまち」が 56.3%で最も多く、次いで「病院や診療所などの医療体制が整ったまち」が 50.6%、「商業や流通機能が整備され、消費生活が便利なまち」が 29.9%の順となっている。

■問4 どのようなまちになってほしいか【複数回答】(n=1,346)



地区別にみると、町全体の割合と比較して最も差がある項目は、武蔵野地区の「高齢者や障がいのある人のための施設など生活環境の整った福祉を重視するまち」であった。

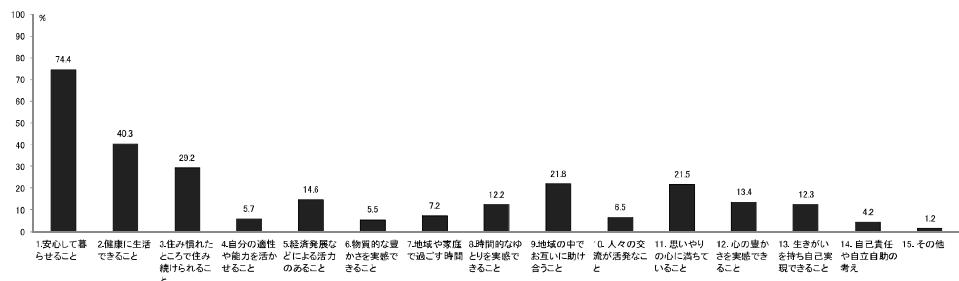
■問4 地区別どのようなまちになってほしいか【複数回答】(n=1,346)

地区名	全 体	問4 あなたは瑞穂町がどのようなまちになってほしいと思いますか															不 明
		1. 企業立地が進み、環境と住居が近いまち	2. 道路や鉄道などの交通網が整ったまち	3. 商業や流通などの機能が整ったまち	4. 興味な住まい	5. 遊びや憩いのできるまち	6. 静かな自然	7. 公園や緑地	8. 文化施設や芸術的雰囲気	9. 市民参加や生涯学習施設	10. 健康活動	11. 病院や診療所など	12. 高齢者や障がいのある人のための施設	13. 水質汚濁や騒音、振動などの生活環境	14. ボランティア活動やスポーツ活動など		
全 体	1346	109	758	405	304	187	92	229	49	149	40	681	311	235	39	31	42
1. 殿ヶ谷地区	109.0	8.1	56.3	29.5	22.6	13.9	6.8	17.0	3.6	10.8	3.0	50.6	23.1	17.5	2.9	2.3	3.1
2. 石畳地区	109.0	8.5	66.0	30.5	16.0	19.1	5.3	20.2	4.3	7.4	2.1	48.6	20.2	19.1	4	4	4
3. お若ケ崎地区	109.0	6.2	51.7	28.5	26.2	17.2	8.3	17.2	4.1	15.9	5.5	44.1	16.6	15.9	2.6	2.6	2.6
4. 長岡地区	109.0	8.6	63.0	32.4	22.0	13.8	6.5	20.4	3.1	9.0	2.7	52.2	22.5	18.6	2.2	1.4	1.7
5. 元狹山地区	109.0	10.2	47.6	30.2	26.6	15.3	10.2	14.6	3.4	13.5	2.8	46.6	21.5	23.3	2.5	1.7	4.5
6. 武蔵野地区	219	10	97	70	49	19	9	30	9	25	11	116	76	32	10	6	12
不 明	100.0	4.6	44.3	32.0	22.4	8.7	4.1	13.7	4.1	11.9	0.5	53.0	36.1	14.6	4.6	2.7	5.5

②これから社会は何を重視するべきと考えますか。

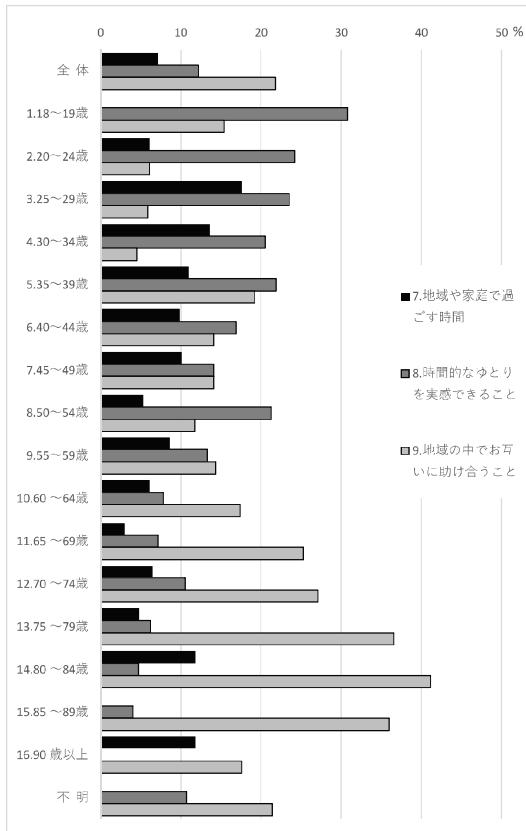
「安心して暮らすこと」が74.4%で最も多く、次いで「健康に生活できること」が40.3%、「住み慣れたところで住み続けられること」が29.2%となっている。

■問5 これから社会は何を重視すべきか【複数回答】(n=1,346)



年齢別にみると、65歳未満は「時間的なゆとりを実感できること」、「地域や家庭で過ごす時間」を重視する層が多く、65歳以上は「地域の中でお互いに助け合うこと」を重視する層が多い。ここからは、どの層も地域との交流を望んでいるが、その交流方法に差があることがうかがえる。

■問 5年齢別これから社会は何を重視すべきか【複数回答】(n=1,346)



瑞穂町

第4次地域保健福祉計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

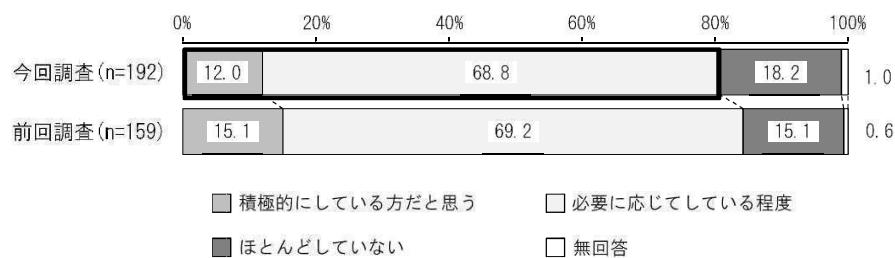
瑞 穂 町

③近所づきあいの程度

問8. あなたの家と近所とのつきあいはどの程度ですか。(1つに○)

近所とのつきあいについて、『している』(「積極的にしている」+「必要に応じてしている」)は80.8%となっています。
前回調査と比べると、『している』は3.5ポイント低下しています。

図表 近所とのつきあい【経年比較】

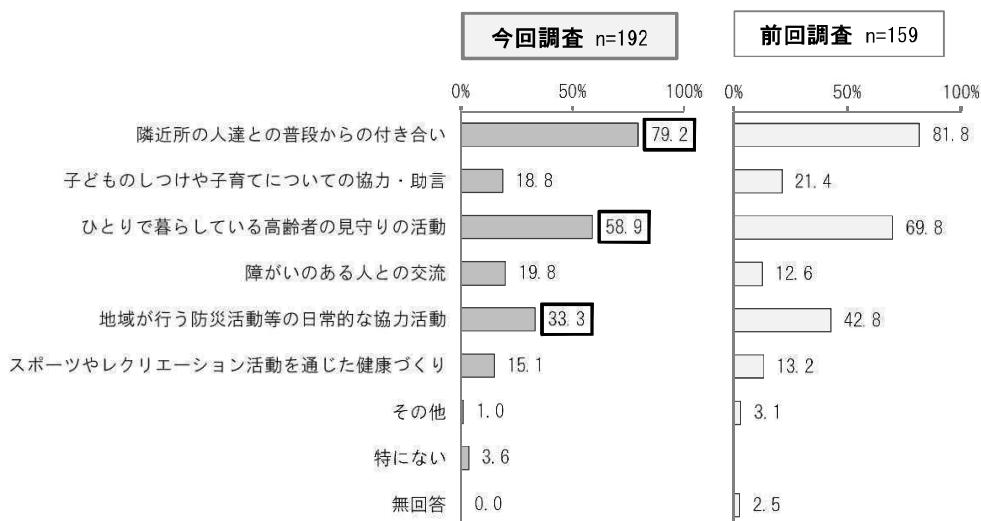


④地域の人達がお互いに支えあっていく上で大切なこと(複数回答)

問9. あなたは、地域の人達がお互いに支えあっていく上で大切なことは、どのようなことだと思いますか。(3つまでに○)

地域の人達が支え合うために大切なことについて、「隣近所の人達との普段からの付き合い」が79.2%ともっとも高く、次いで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りの活動」が58.9%、「地域が行う防災活動等の日常的な協力活動」が33.3%となっています。
前回調査と比べると、「ひとりで暮らしている高齢者の見守り活動」が10.9ポイント低下しています。一方、「障がいのある人との交流」が7.2ポイント上昇しています。

図表 地域の人達がお互い支え合うために大切なこと【経年比較】

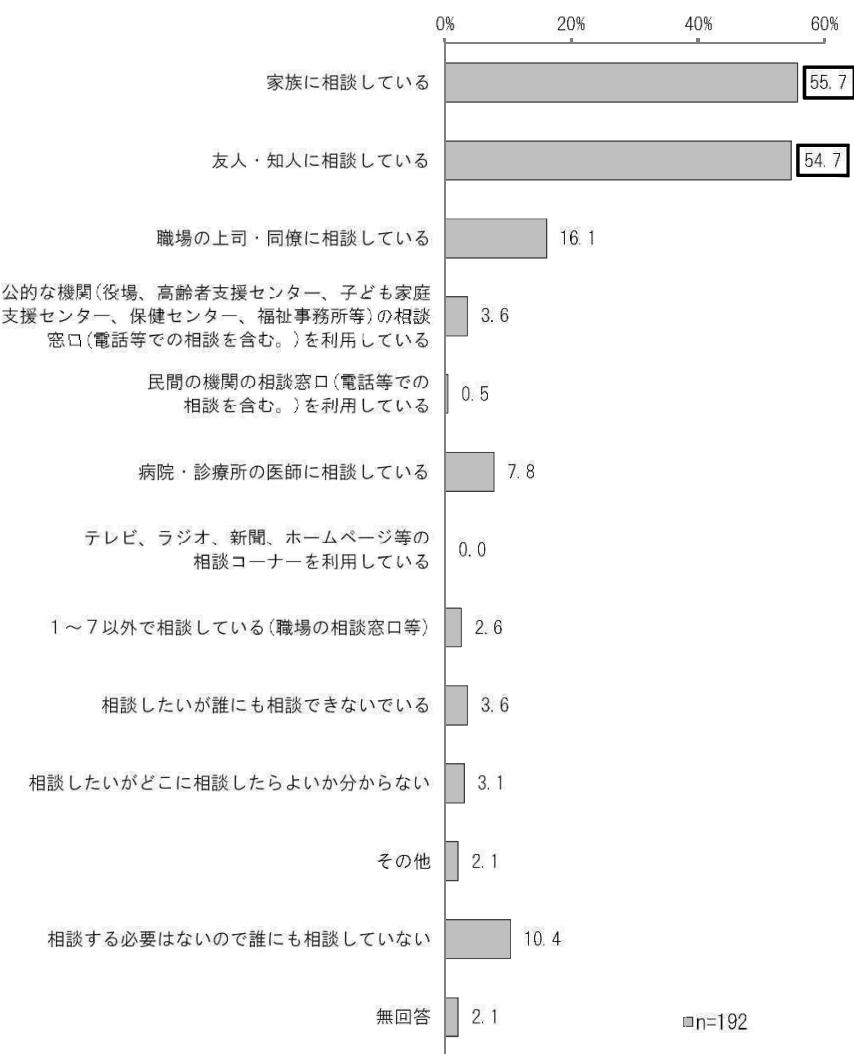


⑨悩みやストレスの相談相手(複数回答)

問43. 悩みやストレスをどのように相談していますか。(5つまでに○)

悩みやストレスをどのように相談していますかについて、「家族に相談している」が55.7%ともっとも高く、次いで「友人・知人に相談している」が54.7%となっています。

図表 悩みやストレスをどのように相談しているか



第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画

令和7年2月

発行・編集 瑞穂町福祉部健康課

〒190-1211 東京都西多摩郡瑞穂町大字石畠1970番地

TEL 042-557-5072

FAX 042-556-7414

URL <https://www.town.mizuho.tokyo.jp/>